



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿兒島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所
- 支店 荒田八幡事務所



第264号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

白鵬時代

第100代総理大臣に、10月4日自民党総裁選を制した岸田文雄氏が選出されました。近づく衆院選の“選挙”の顔として、地方に人気の“突破力”のある河野太郎ワクチン担当相か、“聞く力”のある岸田文雄前政調会長か終盤まで熾烈な戦いは、岸田氏の完勝でした。

各種世論調査で、『首相にふさわしい議員』上位の常連だった河野太郎、石破茂元幹事長、小泉進次郎環境相との三羽鳥の『小・石・河連合』で地方票で大きくリードし、“選挙”の顔選びを重視する議員票を、呼び込む流れをつくりたいというのが河野陣営の戦略でした。そこに野田聖子幹事長代行が立候補を表明して、流れが変わりはじめました。岸田氏の外相や党政調会長を歴任してきた抜群の安定感に、地方党員からの支持が次第に広がりました。一方の河野氏は発信力には定評がある半面、独断の強引な言動が目立ち、特に来年夏の参院選への影響を懸念した参院議員からは敬遠され、失速していきました。

大方の予想を覆して1回目の投票で、1票差で岸田氏がトップになるという波乱が起こりました。決選投票では、高市早苗前総務相に1回目投票した議員票が大量に岸田氏に流れ圧勝となり岸田新総裁の誕生となりました。岸田氏は当選後、「総裁選は終わった。ノーサイドだ」と衆院選を総力で戦うことを強調しました。

菅義偉前政権は、新型コロナウイルス対策の不利から国民の信頼を失っていきました。岸田新政権にとっても喫緊の課題は新型コロナ対応です。緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置は解除されました。感染減少の局面にある今だからこそ、第6波に向けて矢継ぎ早に対策を打っていかねばなりません。ワクチン接種の促進と3回目の接種の準備など急がれます。医療難民ゼロを目指し、自宅で亡くなる悲劇を繰り返してはならないのです。公約した医療提供体制の拡充を必ず実現してもらいたいものです。

コロナ対策と並んで急ぐのは、安全保障対策です。世界は今、東西冷戦終結以来30年ぶりの大激動期にあります。覇権主義に突き進む中国と、核・ミサイル戦力の強化を進める北朝鮮の二つの脅威に日本は直面しています。温厚な

目次

ごあいさつ “白鵬時代”	…1P
税務カレンダー	…2P
2021年10月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当: 上別府 勉	…3P
会計・税務のQ&A!	
“電子帳簿保存法改正について①”	…4・5P
郵便サービスの一部変更について	…5P
第37回 KMCセミナーのご案内	…6P
第16回 KSCセミナーのご報告	…6P
適格請求書発行事業者の申請書受付開始!	…7P
随想 “『秋麗』上川路 美恵野”	…8P

人柄で知られる岸田氏に、嵐が吹き荒れる国際社会の中の“日本丸”の舵取り役に託されました。

9月30日、大相撲の第69代横綱白鵬の現役引退と、年寄『間垣』の襲名が日本相撲協会から発表がありました。45度の優勝をはじめ数々の史上1位の記録を樹立してきた、歴代最高の大横綱の引退です。大鵬、柏戸の“柏鵬”からしこ名を授かった白鵬は、22歳の若さで横綱になり在位14年、角界の金看板として牽引してきました。6場所連続休場から復帰した7月の名古屋場所で全勝優勝し、続く秋場所も休場のまま白鵬時代の幕を下ろしました。

アメリカのタイム誌が、9月15日恒例の『世界で最も影響力のある100人』を発表し、日本から3人が選ばれました。スポーツや芸能、政治などの分野からタイム誌が独自に毎年選出しています。女子テニスの大坂なおみ選手、新国立競技場を手がけた建築家の隈研吾氏、そしてアメリカ大リーグ・エンゼルスの大谷翔平選手の3人でした。投打の“二刀流”で活躍する大谷選手を『大リーグ全体で比類がない』と高く評価しました。

将棋の藤井聡太王位・棋聖が叡王を奪取し、9月13日史上最年少の19歳1か月で3冠を獲得しました。平成時代の羽生善治九段が樹立した22歳3か月を大幅に更新して、令和時代のトップに向けて脅威のスピードでまた一步前進です。
(令和3年10月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2021年10月

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 	12	13	14	15 	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31 	11/1 	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6

〈8月決算会社申告書提出〉



11月1日まで

- ・8月決算法人の確定申告
- ・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

10月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



10月15日まで

- ・特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知



10月中において各都道府県・
市町村の条例で定める日

・個人の道府県民税および
市町村民税の第3期分の納付



2021年11月

〈9月決算会社申告書提出〉

11月30日まで

- ・9月決算法人の確定申告
- ・3月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 12月決算法人 第3四半期分
 - 3月決算法人 第2四半期分
 - 6月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

11月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日まで

- ・所得税の予定納税額の
減額申請

11月中において都道府県の 条例で定める日

- ・個人事業税の納付（第2期分）



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

年末にかけての資金繰り計画

- 年末にかけては、賞与資金等のほかに様々な諸経費も増える時期です。資金繰りを再度確認し、下期の資金計画を立てましょう。売掛金の改修促進や在庫などの管理を確認して、買掛金の支払いなどの遅延が発生しないようにしましょう。

3月決算法人の中間申告の準備

- 3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

社会保険料の定時決定の反映

- 定時決定により、9月から改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

最低賃金額の変更

- 今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。10月2日からの鹿児島県の地域別最低賃金は821円です（特定最低賃金は除きます）。

税務調査への対応

- 税務当局は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年の中でも調査が多い時期になります。いつ税務調査を受けても対応ができるように、資料などをきちんと準備しておきましょう。

コロナ関連の協力金・支援金の申請

- 時短協力金や支援金等の申請漏れはないでしょうか。協力金や支援金の種類によって、必要書類や申請締め切り日が異なりますので、HP等でしっかりと確認しましょう。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「ウォーキング」

今月の担当：経営支援部 上別府 勉

これまで何か運動しなければと思いながらも、暑かったり忙しいことを言い訳に何もしてきませんでした。

ですが、ようやく「人間ドックが1週間後に控えているし」「病院に行くたびに運動して体重を減らすようにいわれているし」「コロナ禍で引きこもっていたので運動不足だし」「繁忙期に備えて体力を付けておいた方が良さし」など、たくさんの理由付けをして自分の背中を押して歩き始めることにしました。

人や車が少ない方が歩きやすいかと、草木も眠る丑三つ時に1時間ほど徘徊、もといウォーキングしています。警ら中のパトカーとよく出会いますが、いまだ職質を受けたことがな

いので不審者とは見られていないようです。

2年ほど前に購入した（単なる着信お知らせ機能付腕時計としてしか機能していなかった）スマートウォッチが、歩いた距離やペース、消費カロリーなどを記録してくれているので歩く励みとなっています。汗をかいて体を動かすことで体は疲れますが、なんとなく頭はスッキリしてくるような気がしますし、車で移動していると気づかない小さな街の変化が新鮮に感じます。

1ヶ月ちょっと歩いてみて、体型的な変化はあまり感じませんが寒くなって動きたくなくなるときまでおいしいビールのためにももう少し続けてみようかと思っています。



会計・税務のQ & A！



テーマ 『電子帳簿保存法改正について①』

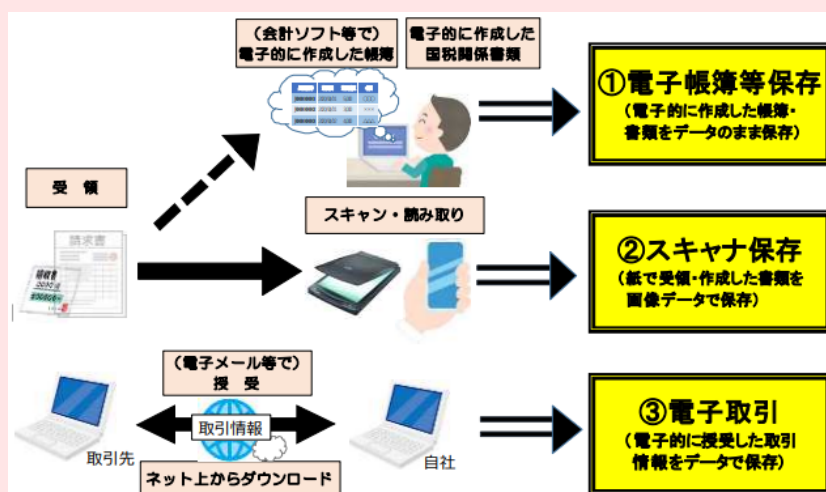
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上や帳簿水準の向上のため、令和3年度の税制改正において、「電子帳簿保存法(平成10年法律第25号)」の改正等が行われ、令和4年1月1日より施行されます。帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しがされ、多くの企業にとってより利用しやすくなると思われます。今回は電子帳簿保存法改正の概要を見ていきたいと思います。

参考資料:国税庁HP

電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、国税関係の帳簿書類を一定の要件を満たしたうえで、電子データで保存することを認めた法律です。

電子帳簿保存法に対応することで、パソコンや会計ソフトで作成したデータのほか、紙の書類をスキャンやスマホ・デジカメで撮影したデータの電子保存や、メール等を経由して電子的に受領したデータの電子保存も可能となります。



電子帳簿保存法の改正の理由と背景

企業は、少なくとも**7年間は帳簿書類を保存する義務**があります。そのため、電子帳簿保存法の施行前は紙の原本で保存していましたが、取引量が多いほど帳簿書類の量も膨大になり、企業によっては外部に倉庫を借りるなどして保管スペースを確保しているケースもありました。

しかし、IT化やDX（デジタルトランスフォーメーション）が進む現代の経済社会において、すべての帳簿を紙で保存するのは非効率であるとのことで、平成10年に電子帳簿保存法が誕生しました。

施行以来、改正のたびに要件が緩和されてはいましたが、企業が実際に利用する際は要件が厳しく、高いハードルがありました。

令和3年度の改正では、この厳しい要件の抜本的な見直しがなされ、より多くの企業にとって文書の電子保存はますます導入しやすいものになってきています。

◆電子帳簿保存法が適用になる帳簿書類とは？



国税関係帳簿書類

国税関係帳簿書類は、大きく「帳簿」と「書類」に分類できます。

帳簿・・・仕訳伝票や勘定科目の元帳、仕訳日記帳など、決算資料を作成する際の根拠となる資料

書類

決算関係書類・・・棚卸表や貸借対照表、損益計算書など、いわゆる「決算書」に含まれるような書類

取引関係書類・・・請求書や注文書・発注書、見積書や納品書など、取引の証拠になるような書類

◆今回の電子帳簿保存法の改正のポイントは？

● 4つの改正ポイント ●

	改正前	改正後
承認制度	電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	国の基準を網羅したスキャナや会計システムなど、電子帳簿保存法に対応した機器を準備したらずぐに電子保存が可能。
タイムスタンプ ※	国税関係書類をスキャナーで読み取りした際、受領者が自署したうえで3営業日以内のタイムスタンプが必要。 ※タイムスタンプとは、スタンプを付与した後データの改ざんなどが行われていないことを証明するシステム	受領者の自署が不要になり、タイムスタンプの付与期間が3日から2か月以内へと延長された。また、電子保存したデータについて訂正又は削除を行った事実とその内容を確認できるシステムを導入していれば、タイムスタンプが不要。
適正事務処理要件	内部統制の一環として定期検査と相互けん制の適正事務処理要件の対応が必須。定期検査では原本とデータの突合作業を行うため、検査実施日まで原本の破棄ができなかった。また、事務処理担当者を相互チェックする意味合いから、2名以上での対応が求められた。	相互けん制、定期的な検査および再発防止策の社内規程整備を行う適正事務処理要件が廃止。定期検査まで保存が必要だった原本は、スキャナ後にすぐに破棄が可能に。また、事務処理における相互けん制に関しても廃止され、1名での対応が認められた。
検索要件	1. 取引などの年月日、勘定科目、取引金額、その他国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定。 2. 日付または金額にかかる記録項目は範囲を指定して検索できること。 3. 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせ検索できること。 4. 請求書や領収書など、書類の種類別に検索できること。	1. 検索項目は取引等の年月日、取引金額、取引先の3項目に限定。 2. 範囲指定や複数項目の組み合わせ検索機能の確保は条件付きで不要。 ※条件：国税庁等が電子データのダウンロードを求めた場合に対応すること



次号から、改正事項を詳しく見ていこうと思います！



令和3年10月から郵便物(手紙、はがき)・ゆうメールのサービスが一部変更になりました。締め切りの近い郵送物等の送付にご注意ください！

◆土曜日配達休止(令和3年10月2日(土)～)

普通扱いとする郵便物およびゆうメールの土曜日配達が休止となりました。

※特定記録とするものを含まず



◆お届け日数の繰り下げ(令和3年10月以降段階的に実施)

普通扱いとする郵便物およびゆうメールのお届け日数が、1日程度段階的に繰り下げられます。

※普通扱いとする郵便物・ゆうメールとは、書留や速達などのオプションサービス(特殊取扱)を付加しないもののことをいいます。

お届けするのに今までより時間がかかります。お急ぎの郵便物に関しては注意してください。

◆変更しないサービス

ゆうパック、ゆうパケット、レターパックプラス、レターパックライト、クリックポスト、速達、書留、簡易書留などは、引き続き土曜日、日曜日、休日も配達し、お届け日数に変更はありません。



● 第37回 KMCセミナーのご案内 ●

※コロナウィルス(COVID - 19)感染予防のためライブ配信で開催します。

第1部 『 会計ソフトからみた社会福祉法人会計 』

第1部 講師：税理士法人 上川路会計 認定登録医業経営コンサルタント **藤田 信夫**

普通の会社と比較して難解だと言われる社会福祉法人の会計。
その要因として、会計ソフトの特性と、会計基準の前提条件の違いがあります。
行政や書籍、ネットコンテンツの説明では、会計ソフトの特徴を想定していないものも
多いため、今回は会計ソフト側の視点から社会福祉法人会計の実務解説をします。

第2部 『 医療・介護におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 』

第2部 講師：税理士法人 上川路会計 認定登録医業経営コンサルタント **有島 巧**

新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の生活様式が変わる中、医療・介護の業務も
「デジタル化」が求められています。人手不足による医療介護従事者の長時間労働・働き方改
革に対応するためにもデジタル化による業務の効率化は必須と言えます。データやデジタル
技術を活用し、業務や組織の変革に取り組む最新事例を紹介します。

■ 日 時 **令和3年10月19日 (火)**
第一部 14:00~14:45 第二部 14:50~15:35
(13:45頃~接続可能になります。)

■ 開催方法 **ZOOM**にてライブ配信予定
■ 会 費 **無料**
■ お申込方法 別紙参照



※2部のうちどちらか一方のみの受講も可能です。

第16回 KSCセミナーのご報告

『 ハラスメント対応セミナー 』

講師：弁護士 **向井 蘭 先生**

令和3年9月10日(金)、『ハラスメント対応セミナー』をZOOMを使用したライブ配信にて開催いたしました。
お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。今後もZOOMでのセミナー開催を予定し
ております。是非ご参加ください!!



【パワハラに関する定義】

職場のパワハラとは、同じ職場で働く者に対して、

- ① **優越的な関係※1**を背景とした言動であって、
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの**であり、
- ③ **労働者の就業環境が害される行為※2**

(労働施策総合推進法30条の2第1項)

※1 部下や同僚からのパワハラも含みうる

※2 従来の定義では「精神的・身体的苦痛を与える行為」があったが削除された。大声でどなる行為も他の部下に対するパワハラになり得る。

パワハラの判断基準～目的と手段が釣り合っているか

- 職場の現場
作を部下が
をつける！
を守るため
を得ないが
- 営業成績が
泥棒」とな
に侮辱的な
- では営業成
強い口調で
ない。日本
ある程度の
- 「嫌な思い
要がある

パワハラチェックリスト (指導方法)

- 「部下を60分以上連続で指導したことがある」
→これ自
体はパワハラに当たらない場合も多いが、その上
で指導している場合はパワハラに該当する

パワハラチェックリスト (日常行動)

- 「部下を「お前」「この野郎」と呼んだことがある」「部下に対して
(ニュアンスは別として)「バカ」「アホ」「死ね」「クズ」と言ったこ
とがある

実際のハラスメント事例から導き出したチェック
リスト等を使いながら、効果的な予防と対策について
徹底解説していただきました。

2022年4月より中小企業にもパワハラ防止法による
パワハラ防止措置が義務付けられます。ハラスメント
に対する予防や対策が求められる今、知識や理解を
深める良い機会になりました。



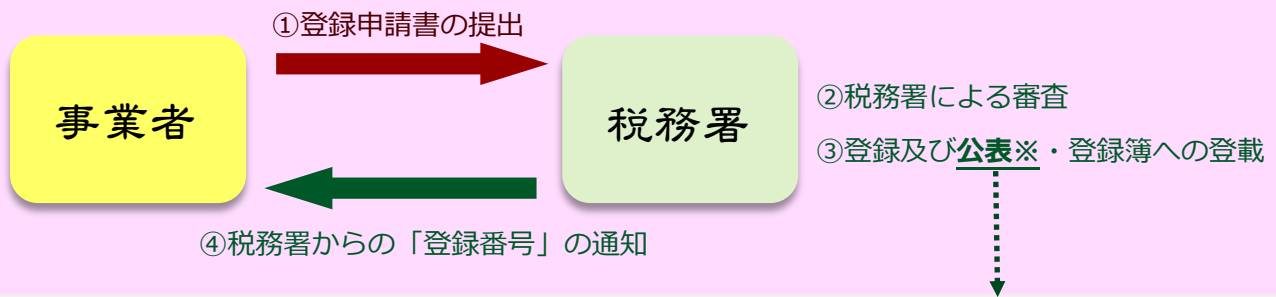
令和3年10月1日、適格請求書発行事業者（登録事業者）の申請書受付開始！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」に限られ、この「適格請求書発行事業者（登録事業者）」の登録申請の受付が、**令和3年10月1日から開始されました。**

申請方法や流れをを今一度確認し、しっかりと準備をしていきましょう。

◆「適格請求書発行事業者（登録事業者）」登録申請手続きの流れ◆

- 提出先：納税地を所轄する税務署長 ●手数料：不要 ●提出方法：郵送、持参、e-Tax



※適格請求書発行事業者の情報は、国税庁HP「適格請求書発行事業者公表サイト」（令和3年10月運用開始予定）において公表されます。

「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表される事項は次のとおりです。

(1) 法定の公表事項（新消法 57 の 2 ④⑪、新消令 70 の 5 ①）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称★
- ② 法人（人格のない社団等を除きます。）については、本店又は主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号 ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

(2) 本人の申出に基づき追加で公表できる事項

- ① 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」
 - ② 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」
- （「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の提出が必要）

★個人事業者の氏名について★

「住民票に併記されている外国人の通称」や「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表したい場合又はこれらを氏名と併記して公表したい場合は、登録申請書と併せて、必要事項を記載した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の提出も必要です。

◆「適格請求書発行事業者（登録事業者）」登録申請書◆

The form is titled '適格請求書発行事業者の登録申請書（次集）【2/2】' and contains various sections for personal information, business details, and tax status.

1枚目

- 住所、納税地、氏名又は名称
- 法人の場合は、代表者氏名、法人番号等を記入します

2枚目

「免税事業者の確認」
「登録要件の確認」事項に、必要に応じて記入、チェックを入れます

確認	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	課税期間 令和 年 月 日 までの間のいずれかの日
登録要件	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	☐ はい
確認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	☐ はい
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	☐ はい

「適格請求書発行事業者（登録事業者）」登録申請書の様式は、国税庁のHPに掲載されています。

随想『秋麗』 上川路美恵野

高く広がる蒼天は秋らしいものの気温自体は真夏日という日々が続いております。とはいえ、どこかつつましやかな秋の草花が澄んだ空気に揺れているのを見る心地よさは格別です。

さて、芸術の秋です。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて多くの博物館・美術館などが閉館となっていました。緊急事態宣言の解消を受けて再び扉が開けられました。

東京の上野公園は、緑豊かな敷地に博物館、美術館、科学館、動物園などが多く設置されています。鹿児島では「犬を連れた西郷隆盛像があるところ」として思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。

一方でこの上野公園の基本的な構想に関与したのが鹿児島に所縁のある人だということあまり知られていないように思います。

その人の名は「町田久成」。薩摩藩英国留学生の一人で留学生たちを監督するリーダー的立場でした。中央駅前にある「若き薩摩の群像」でも一番高いところの駅側に立っています。維新後、文化、歴史、技術などについて国民に広く伝え啓発するための動物園・植物園・図書館を備えた英国で見た「ミュージアム」を参考にした博物館を構想し、そのためには上野の場所がふさわしいとして明治6年に建白書を提出しました。

その後、同じく鹿児島出身の大久保利通の協力を取り付けて実現の道筋をつけるものの大久保が暗殺されたことにより一時停滞、その後紆余曲折を経て明治15年に開館式が行われ、初代館長に就任しています。

上野公園には東京にいた頃によく足を運びました。美術を鑑賞したり、歴史に思いを馳せたり、パンダを遠くから垣間見たり、と一人、友人、家族、と場合にに応じた過ごし方があり、多くの思い出のある場所の鹿児島との縁の深さを知り、さらに親近感が沸きました。

町田久成が博物館創設に尽力した理由の一つに、「文明開化」として西洋の技術や生活様式がもてはやされる反面、日本の伝統的な美術品が顧みられなくなったり、廃仏毀釈によって仏像が壊されたりという風潮を憂い日本の文化財を保護する必要性を強く感じたこともあります。

英国留学で培った知見をもとに海外の良いところは積極的に取り入れる一方で、日本伝統の文化の価値も大切にするというバランスの取れた感覚の持ち主だったのだらうと思います。

多様性が必然とされている昨今、相手の良いところを認めそこから学ぶことと自らの良いところを過不足なく見極めて大切にするのはどちらも重要です。そのためには、見聞を広め教養を高める努力が欠かせません。動物たちが冬に備えて食物を取り栄養を蓄える秋、私たちも様々な体験や学習を通じて心と脳の栄養を蓄えたいものです。

新型コロナウイルス感染症に関しては油断は禁物ですが、ようやく再開された博物館などの企画展の案内などを眺めながらこの秋の過ごし方を考えています。



美恵野

じ め さ あ は や
持明院様に流行りの紅を秋麗



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

■支店 荒田八幡事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田2-9-18
Tel 099-252-3950 FAX 099-252-3951

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

だんだんと朝晩は涼しくなってきましたが、日中は30度超える日もあり、まだまだ残暑の厳しい日々が続いています。温度調節が難しく、体調を崩しやすい時期でもあります。気温によって羽織るものを持参したりして、暑さや冷えによる身体への負担を軽減するよう心がけたいと思います。

編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

